

1 高齢社会対策関係予算

高齢社会対策を、就業・所得、健康・福祉、学習・社会参加、生活環境、調査研究等の推進の各分野にわたり着実に実施する。

一般会計予算における平成18年度の高齢社会対策の関係予算は、13兆267億円であり、各分野別では、就業・所得6兆8,255億円、健康・福祉6兆1,400億円、学習・社会参加216億円、生活環境132億円、調査研究等の推進265億円となっている（「高齢社会対策関係予算分野別総括表」参照）。

2 高齢社会対策の推進

平成18年度の主な新規施策を分野別に挙げれば、次のとおりである。

(1) 就業・所得

- 平成18年4月から、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」（平成16年法律第103号）に基づき、事業主に対し、段階的に65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の措置を講じることが義務付けられることに伴い、事業主に対し、適切に指導・助言を行い、必要により勧告を行う。
- 平成18年4月から施行される「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」（平成4年法律第90号）及び労働時間等設定改善指針（平成18年厚生労働省告示第197号）の事業主等への周知啓発を行うとともに、年次有給休暇の取得促進及び所定外労働の削減を始めとした労働時間等の設定の改善に向けた労使の自主的な取組を促進する施策を推進する。

(2) 健康・福祉

- 「介護保険法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第77号）に基づき、予防給付の給付内容の見直し、地域密着型サービスの創設等新たなサービスの類型の創設、介護支援専門員の資格並びに事業者及び施設の指定等に係る更新制の導入等サービスの質の確保及び向上等を行う。

(3) 学習・社会参加

- 地域の大人の協力を得て、学校の校庭や教室等に安全・安心できる子どもの活動拠点（居場所）を設け、放課後や週末における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を実施する。また、このような取組が地域独自の活動として定着するよう、新たに、活動の中心的役割を担っている人材の相互情報交換とネットワークづくりを支援するため、研修やシンポジウムを実施する。

(4) 生活環境

- 高齢者にとって、安全で安心な交通社会の形成を図るため、平成18年3月に中央交通安全対策会議で決定した「第8次交通安全基本計画」等に基づき、シルバーリーダー（高齢者交通安全指導員）を対象とした交通安全教育、高齢運転者対策等の交通安全対策を推進する。
- 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号）において、高齢者の虐待防止及び養護者に対する支援について、都道府県・市町村を中心とした対応が規定されたことから、指針の策定等により、平成18年4月の法施行以

降各自治体における事務が円滑に実施されるよう取り組む。

(5) 調査研究等の推進

- ・ がん診療連携拠点病院と連携して、がん情報ネットワークを構成し、国民・患者や医療従事者に必要な情報を提供するため、平成18年度に国立がんセンターに「がん対策情報センター（仮称）」を設置する。

1 就業・所得

(1) 高齢者の雇用・就業の機会の確保

ア 知識、経験を活用した65歳までの雇用の確保

平成18年4月から、事業主に対し、段階的に65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の措置（以下「高年齢者雇用確保措置」という。）を講じることを義務付けた「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」（平成16年法律第103号。以下「改正高年齢者雇用安定法」という。）が施行されることに伴い、18年度においては、少なくとも62歳までの高年齢者雇用確保措置を講じていない事業主に対し、適切に指導・助言を行い、なお改善が見られない事業主については勧告を行う。

また、高年齢者雇用確保措置の義務化年齢が平成19年4月より63歳に引き上げられることから、すべての企業において63歳以上の高年齢者雇用確保措置が講じられるよう、集団指導・個別指導を通じて、周知啓発の徹底を図るとともに、都道府県高年齢者雇用開発協会との連携を強化し、高年齢者雇用アドバイザーによる効果的な相談・助言を行う。

また、改正高年齢者雇用安定法の円滑な施行を図るため、賃金・人事処遇制度の見直しや継続雇用制度の導入等の促進について事業主団体を通じて指導・相談を行う「65歳雇用導入プロジェクト」を実施する。

さらに、引き続き、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等を行った事業主に対して継続雇用定着促進助成金の支給を行うとともに、平成18年度から新たに定年の引上げ又は継続雇用制度等を実施した事業主が、その雇用する高年齢者に対し、継続雇用に伴う意識改革、再就職・起

業等のセカンドキャリア形成に資する研修等を実施した場合、その事業主に対して、雇用確保措置導入支援助成金を支給する。

公務部門における高年齢者雇用については、再任用制度の活用を基本とし、退職共済年金の支給開始年齢の引上げスケジュールを踏まえ、その推進を図る。

イ 中高年齢者の再就職の援助・促進

事業主に対し、定年、解雇等により離職することとなっている中高年齢者（以下「高年齢離職予定者」という。）に対し再就職援助措置を講ずる努力義務があること、そのうち事業主都合の解雇等により離職する高年齢離職予定者が希望した場合に、事業主はその職務の経歴、職業能力等の再就職に資する事項や再就職援助措置を記載した書面（以下「求職活動支援書」という。）を作成・交付する義務があることについて、周知・啓発を行うとともに、高年齢離職予定者が希望したにもかかわらず、求職活動支援書を作成しない事業主に対して指導等を行う。

また、必要に応じて、都道府県高年齢者雇用開発協会に設置されている再就職支援コンサルタントを活用し、求職活動支援書の作成支援や再就職援助措置の内容等について相談・援助を実施する。

このほか、世帯主など特に再就職の緊急性が高い中高年齢求職者に対して、試行雇用を通じて常用雇用への移行を図ることを目的とした中高年齢者試行雇用事業について、対象者に係る要件の見直しを行うなどにより、効果的な事業の推進を図り、中高年齢者の再就職を促進する。

また、地方公共団体と協同して、高年齢者職業相談室を地方公共団体の庁舎施設内等に設

置・運営し、高年齢者を対象として、地方公共団体が行う生活相談との密接な連携を図りつつ、職業相談、職業紹介や、求人者に対する雇用相談等を行う。

さらに、中高年齢者の紹介予定派遣に係る活用事例集を作成して周知・広報を行うことにより、中高年齢者の紹介予定派遣の促進を図る。

ウ 多様な形態による雇用・就業機会の確保

高齢者の多様な就業ニーズに対応し、高齢者が生きがいを持って地域社会で生活できるようにするため、定年退職後等において、臨時的・短期的又は軽易な就業を希望する者に対し、意欲や能力に応じた就業機会、社会参加の場を総合的に提供するシルバー人材センター事業について、新たに「団塊の世代」を中心とした定年退職前の高年齢者を対象として、定年退職後の雇用・就業、生活に関する設計を立てる際の参考となるよう、シルバー人材センターにおいて就業体験を行うなどの拡充を行う。

さらに、平成18年度から、65歳を超えても働くことができるよう、事業主に対して高年齢者を雇用することの利点を啓発するとともに、高年齢者の多様なニーズに対応した求人開拓や面接会を行う定年退職者等再就職支援事業を試行的に実施する。

エ 起業の支援

45歳以上の中高年齢者が共同で事業を開始し中高年労働者を雇い入れ、継続的な雇用・就業の場を創設・運営する場合に、当該事業の開始に係る経費の一部を助成することにより、それまでの就業による職業経験をいかして起業しようとする中高年齢者を支援する。

オ 年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けた取組

年齢にかかわらず働ける社会の実現に向け、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構において、中高年齢者の募集・採用から職場定着するまでの体制づくりに係る具体的ノウハウ等の研究、個別企業に対する相談・援助等の支援や幅広い普及啓発を行う。

募集・採用時の年齢制限の緩和については、公共職業安定所で受理した求人のうち年齢不問求人の割合を平成19年度に50%とする目標の達成に向けて、事業主に対する啓発指導に取り組む。

(2) 勤労者の生涯を通じた能力の発揮

ア 勤労者の職業生活の全期間を通じた能力の開発

「職業能力開発促進法」(昭和44年法律第64号)及び同法に基づく「職業能力開発基本計画」の策定により、経済社会の活力の維持・向上の観点等から、雇用労働者のみならず、ニート状態にある者、出産・育児等により職業キャリアを中断している者、職業生活からの引退過程にある高齢者等、職業キャリアの準備期、発展期及び円熟期の各段階に応じた職業キャリア形成支援政策を進めていく。

特に、今後の人口減少社会において、高い就業意欲を有する高齢者の活躍の場を広げることは重要な課題であり、多様な経験と熟練した技術・技能等を十分発揮できる環境づくりに努めていく。

イ ゆとりある職業生活の実現等

多様な働き方に対応し、仕事と生活の調和のとれた働き方のできる環境を整備するため、平成18年4月から施行される労働時間等の設定の

改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）及び労働時間等設定改善指針（平成18年厚生労働省告示第197号）の事業主等への周知啓発を行うとともに、年次有給休暇の取得促進及び所定外労働の削減を始めとした労働時間等の設定の改善に向けた労使の自主的な取組を促進する施策を推進する。

また、勤労者が仕事を離れてボランティア活動に参加することにより、仕事、生活、地域のバランスのとれた勤労者生活を図ることを目的として、経営者団体、社会福祉協議会及びNPO・ボランティア支援団体の連携の下、勤労者がボランティア活動へ参加するきっかけづくりを行う、勤労者マルチライフ支援事業を実施する。

ウ 雇用・就業における女性の能力発揮

平成18年3月に第164回国会に提出した、男女雇用機会均等の更なる推進を図るための「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案」の成立後においては、円滑な施行に向けて周知啓発を行う。

また、「食料・農業・農村基本計画」（平成17年3月閣議決定）等を踏まえ、女性が対等なパートナーとして、男性と共に農林水産業経営及びそれに関連する活動に参画していくことのできる社会の実現に向けた施策を推進する。

エ 職業生活と家庭生活との両立支援対策の推進

（ア）職業生活と家庭生活との両立のための制度の一層の定着促進

平成17年4月から施行されている改正後の内容も含め、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3

年法律第76号）に基づき、引き続き労働者の仕事と育児・介護との両立を支援する施策を推進する。

（イ）職業生活と家庭生活との両立支援事業

職業生活と家庭生活との両立支援事業として、育児休業・介護休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境の整備、育児や介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備、育児、介護等のために退職した者等に対する再就職支援を行う。

オ 多様な勤務形態の環境整備

（ア）多様な働き方を選択できる環境の整備

パートタイム労働対策については、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（平成5年法律第76号）に基づく指針（パートタイム労働指針）において示された、正社員とパートタイム労働者との均衡を考慮した処遇（均衡処遇）の考え方の浸透・定着を図るとともに、パートタイム労働者の均衡処遇に取り組む事業主への支援等を実施していく。

（イ）情報通信を活用した遠隔型勤務形態の開発・普及

テレワークは、高齢者の就業機会の拡大及び高齢者の積極的な社会への参画を促進するための有効な手段となっている。

このような観点から、産学官からなる「テレワーク推進フォーラム」において、課題解決のための調査研究や普及活動を展開し、テレワークの一層の普及促進を図る。また、テレワークの試行を拡大して実施する。

さらに、在宅勤務の意義やメリットを浸透させるため、在宅勤務の健康面への影響等について実証実験を行い、その結果について、周知・啓発を行う。

(3) 公的年金制度の安定的運営

ア 持続可能で安定的な公的年金制度の確立

平成16年6月に成立した、持続可能で安心できる年金制度とするための見直し等を内容とする「国民年金法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第104号。以下「平成16年年金改正法」という。)の施行を円滑に行う。

公的年金制度の基本的な考え方や重要性について、国民、特に若い世代の理解と合意を得るため、年金週間(11月6～12日)等において、その広報、普及を行うとともに、多段階免除制度等の免除勧奨の徹底や、強制徴収の更なる拡充等収納対策の着実な実施を図る。

平成18年度以降の基礎年金の国庫負担割合については、3分の1に1000分の25を加えた割合に引き上げることとされたところであるが、引き続き、税制の抜本的な改革に係る動向も踏まえつつ、所要の財源を確保しながら、平成16年年金改正法附則の規定(国庫負担割合を2分の1に引き上げる年度については、19年度を目途に、21年度までの間のいずれかの年度を定める)を踏まえ、国庫負担割合2分の1への引上げに向けて着実に努力していく。

イ 個人のライフスタイルの選択に中立的な公的年金制度の構築

平成16年年金改正法においては、多様な生き方、働き方に対応した制度とする観点からも改正を行ったところである。平成18年度以降に施行される主な改正内容としては、障害年金の改善(18年4月施行) 遺族年金の見直し(19年4月施行) 65歳以降の老齢厚生年金の繰下げ制度の導入(19年4月施行) 70歳以上の被用者の老齢厚生年金の給付調整の導入(19年4月施行) 離婚時の厚生年金の分割(19年4月施行) 第3号被保険者期間の厚生年金の分割(20年4

月施行)等があり、これらが円滑に実施されるよう必要な措置を講じる。

ウ 公的年金制度の一元化の推進

平成18年1月に「被用者年金一元化等に関する政府・与党協議会」の初会合が開催され、同年4月末を目途に、被用者年金一元化の基本方針を閣議決定する方針が示されたところであり、できるだけ速やかに被用者年金一元化が実現できるよう取り組む。

また、「公的年金制度の一元化の推進について」(平成13年3月閣議決定)にのっとりて成立した「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第130号)及び「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第132号)に基づき、国家公務員共済組合と地方公務員共済組合の財政単位の一元化を着実に実施する。

エ 社会保険庁改革の推進

社会保険庁改革については、平成20年10月を目途とした新組織の発足に向け、年金運営新組織において意思決定機能及び監査機能を担うことになる「年金運営会議」や特別な監査体制について、18年度から先行的に実施するとともに、大幅な人員削減、民間企業的な新人事評価制度、社会保険オンラインシステムの刷新等、可能なものから速やかに改革の取組に着手することとしている。

(4) 自助努力による高齢期の所得確保への支援

ア 企業年金制度等の整備

今後も国民の老後の所得確保の一層の安定と充実が図られるよう、厚生年金基金、確定給付企業年金や確定拠出年金等の普及を図る。また、「確定拠出年金法」(平成13年法律第88号)・

「確定給付企業年金法」(平成13年法律第50号)には、それぞれ施行後5年を経過した場合に、必要があると認めるときは見直しを検討することが規定されているため、制度の見直しについて検討を進めていく予定である。

イ 退職金制度の改善

退職金の未払を防止するため社外積立型の退職金制度を導入する等の改善を促進するとともに、中小企業が退職金制度を導入するのを支援するため、中小企業退職金共済制度の普及促進等の施策を推進する。

ウ 高齢期に備える資産形成等の促進

自助努力による高齢期に備える資産形成を促進するため、勤労者財産形成貯蓄制度の活用により勤労者の計画的な財産形成を促進する。

金融商品の開発及び各種金融サービスの充実に関しては、寝たきりの高齢者等要介護者を抱えた家庭の経済的負担を軽減するため、要介護者が預入する定期郵便貯金の金利の優遇等を行う。

勤労者財産形成貯蓄制度に関しては、財形貯蓄活用給付金・助成金制度により、勤労者の自助努力の支援を行うとともに、制度の普及促進を図る。

高齢者の財産管理の支援等に資する認知症高齢者等の権利擁護のための成年後見制度について周知する。

2 健康・福祉

(1) 健康づくりの総合的推進

ア 生涯にわたる健康づくりの推進

平成12年から、9分野70項目の目標を掲げた「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」を推進しており、14年には、「健康日本21」を中核とする国民の健康づくり・疾病予防をさ

らに積極的に推進するため、「健康増進法」(平成14年法律第103号)が制定され、15年5月に施行された。

さらに、平成16年5月には、生活習慣病対策の推進と介護予防の推進を柱とした「健康ボランティア戦略」が取りまとめられ、17年度から10年間、同戦略に基づく施策を重点的に展開していくこととしている。

「食育」推進の一環として健康づくりに資する食生活の実現を図るため、「食生活指針の推進について」(平成12年3月閣議決定)等に基づき、「食生活指針」の普及啓発を図るとともに、「何を」「どれだけ」食べたらよいかを示した「食事バランスガイド」の普及活用に向け、管理栄養士等による事業の展開及び食生活改善推進員等の地域のボランティアによる普及啓発、さらには小売や外食といった食品産業等における活用に向けた取組を推進する。

医療・介護給付の抑制と国民の生活の質(QOL)に対するニーズの双方にこたえる観点から、健康増進・予防等の事業領域において、効率的で質の高い健康サービス産業を創出するため、「サービス産業創出支援事業」を実施する。

イ 健康づくり施設の整備等

健康を増進するための民間サービスの振興については、引き続き一定の要件を満たした運動施設及び温泉施設を「運動型健康増進施設」、「温泉利用型健康増進施設」及び「温泉利用プログラム型健康増進施設」として認定する。

さらに、健康づくりを総合的に推進するため、海岸浴のための施設と連携した海岸づくりを行うほか、散歩や散策によって健康づくりができるよう歩行者専用道等の整備を図る。

また、健康づくりのための機能を備えた水辺空間の整備など、自然との触れ合いの中で健康

づくりができるよう、必要な施設等の整備等を推進する。

そのほか、高齢者の健康づくりの場としての森林の利用を推進するため、健康づくりに資する森林の整備を推進するとともに、森林体験活動の場となる実習林や体験施設などの整備等を実施する。

ウ 介護予防の推進

日常生活圏域で高齢者の生活の継続性が確保できるように、既存の老人福祉センター等の改修等、介護予防サービス提供のための拠点整備を行うとともに、要介護状態等になることを予防し、要介護状態等になった場合でもできるだけ地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業を推進する。

介護保険制度改革に伴い創設される介護予防サービスや介護予防事業（地域支援事業）について、その実施状況や効果に関するデータを収集し、評価分析を行うとともに、介護予防サービスや介護予防事業のケアマネジメントを実施する地域包括支援センター職員等の養成を行う。

(2) 介護保険制度の着実な実施

予防重視型システムへの転換、施設入所者の居住費・食費の見直し、新たなサービス体系の確立、サービスの質の向上等を内容とした「介護保険法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第77号。以下「介護保険法改正法」という。）が平成18年4月から本格施行されるところであるが、その円滑な施行を図る。

(3) 介護サービスの充実

ア 必要な介護サービスの確保

平成18年度においては、地域介護・福祉空間

整備等交付金のうち、広域的なサービスを提供する施設の整備を対象とする「都道府県交付金」を廃止・一般財源化する一方、身近な生活圏域で介護予防から介護サービスの利用に至るまでの必要なサービス基盤を整備していく「市町村交付金」の対象を拡充していくこととしており、これにより、地方公共団体が地域の実情に合わせて裁量や自主性・創意工夫をいかなるような介護・福祉サービスの基盤の整備支援を行っていく。

イ 介護サービスの質の向上

介護保険制度の運営の要である介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上を図るため、平成17年度に引き続き、実務研修を着実に実施するとともに、18年度より、更新制を導入する。地域のケアマネジメント機能の向上を図るため、介護支援専門員に対する指導助言や関係機関との連絡調整等を行う地域包括支援センターの整備などを進め、介護支援専門員の支援体制の強化を図る。

また、平成18年度より、利用者のサービス選択に資する情報の公表を介護サービス事業者に義務付ける「介護サービス情報の公表」制度を導入し、訪問介護、訪問入浴介護、介護老人福祉施設など9サービスについて、介護サービスの内容及び事業所の運営状況に関して、調査員による確認を行った後、インターネット等を通じて広く公表を行う。なお、その他の介護サービスについては、有識者による検討会（（社）シルバーサービス振興会で実施）の検討結果を踏まえるとともに、モデル事業等を実施し、順次情報の公表の対象とする。

ウ 認知症高齢者支援対策の推進

介護保険法改正法においては、認知症の高齢

者等が住み慣れた地域で生活を続けていくことができるよう創設された、「地域密着型サービス」の円滑な施行を図っていくこととしている。

また、認知症介護の質の向上を目指し、都道府県や指定都市で実施している研修内容の充実を図るとともに、引き続き、全国3か所の「認知症介護研究・研修センター」において、介護技術の共同研究、都道府県や指定都市において認知症介護に関する指導者を養成し、認知症介護の専門職員等の育成、資質の向上に努めていく。

さらに、認知症対策については、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援など、地域単位での総合的かつ継続的な支援体制を確立していくことが必要であり、主治医等を中心とした早期診断等の地域医療体制の充実、早期段階に対応したサービスの普及、地域における認知症の理解の普及や本人・家族等の支援ネットワークの構築支援、認知症介護の専門職員等に対する研修の充実等、認知症の各ステージに応じた対策を推進していく。

なお、平成17年度から開始した、認知症の正しい知識の普及を図り、認知症の人が尊厳をもって地域で暮らし続けることを支える「地域づくり」を推進していくための広報キャンペーンについては、引き続き実施していくこととしている。

(4) 高齢者医療制度改革

ア 新たな高齢者医療制度の創設

平成18年2月に第164回国会に提出した「健康保険法等の一部を改正する法律案」(以下「健康保険法等改正法案」という。)においては、老人保健制度を廃止し、65歳以上の高齢者について、75歳以上の後期高齢者については、20年4月に独立した医療制度を創設し、あわせて65歳

から74歳の前期高齢者については、国民健康保険、被用者保険間の財政負担の不均衡を是正するための財政調整制度の創設を図ることとしている。

このうち、後期高齢者に係る新たな高齢者医療制度については、75歳以上の後期高齢者の保険料(1割)現役世代(国民健康保険・被用者保険)からの支援(約4割)及び公費(約5割)を財源とし、保険料徴収は市町村が行い、財政運営は都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が実施すること、高額医療費についての財政支援、保険料未納等に対する貸付・交付など、国・都道府県による財政安定化措置を実施すること等を内容としている。

また、前期高齢者に係る財政調整制度については、65歳から74歳までの前期高齢者の給付費及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金について、国民健康保険及び被用者保険の加入者数に応じて負担する財政調整を実施し、さらに、退職者医療制度については廃止することとするが、平成26年度までの間における65歳未満の退職者を対象として、現行制度を経過措置として存続させることとしている。

健康保険法等改正法案の成立後には、平成20年4月の施行に向けて、円滑な施行を図るため準備を進めていく方針である(平成17年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況 図2-3-22を参照)。

イ 医療費適正化の総合的な推進

健康保険法等改正法案においては、アに述べた新しい高齢者医療制度の創設とともに、医療費適正化の総合的な推進を図るべく、以下のような取組を行うこととしている。

平成18年10月より、現役並みの所得のある70歳以上の高齢者の患者負担について、

現行の2割から3割に引き上げるとともに、療養病床に入院している高齢者の食費・居住費の負担を見直す。また、高額療養費の自己負担限度額についても、低所得者に配慮しつつ引き上げる。

平成20年4月の新たな高齢者医療制度の創設にあわせて、70歳から74歳までの高齢者の患者負担について現行の1割から2割に引き上げる。

都道府県及び国において、生活習慣病対策や長期入院の是正など、中長期的な医療費適正化に計画的に取り組むとともに、40歳以上の加入者に対する一定の健康診査・保健指導の実施を保険者に義務付けるなど、予防の強化を図る。

健康保険法等改正法案の成立後においては、上記のような内容について、逐次円滑な施行を図ることとしている（平成17年度 高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況 図2-3-23を参照）。

（5）子育て支援施策の総合的推進

子どもが健康に育つ社会、子どもを産み、育てることに喜びを感じることができる社会を目指して、子どもの育ちや子育て家庭を社会全体でしっかりと応援するため、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、少子化の流れを変えるための施策を引き続き強力に推進する。

地域におけるきめ細やかな子育て支援サービスの充実や、仕事と家庭の両立支援、働き方の見直し、子育てにかかる経済的負担の軽減など、多岐にわたる次世代育成支援施策について一層の取組を進める。

3 学習・社会参加

（1）生涯学習社会の形成

ア 生涯学習の推進体制と基盤の整備

（ア）生涯学習の推進体制の整備

「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」（平成2年法律第71号）や中央教育審議会の答申等に基づき、生涯学習社会の実現に向けた取組を促進するとともに、新たな地域づくりのための施策の企画の提案や、相談対応、地域づくりの取組の全国への普及などを促進する。

（イ）生涯学習の基盤の整備

普及・啓発事業として、全国生涯学習フェスティバルを開催する。

また、都道府県及び市町村における社会教育指導体制の充実を図るため、優れた資質と専門的能力を有する社会教育指導者の養成等を図る。

（ウ）学習成果の適切な評価の促進

知識や技能などの学習成果を地域社会や職場などで積極的にいかしたり、学習の励みとするための学習成果の適切な評価が求められている。

高等教育レベルの学習成果を適切に評価するため、独立行政法人大学評価・学位授与機構において、大学等で一定の学習を行った短期大学、専修学校専門課程（専門学校）卒業生等に対して学士の学位授与を行う。

イ 学校における多様な学習機会の確保

（ア）初等中等教育機関における多様な学習機会の確保

児童生徒が高齢社会の課題や高齢者に対する理解を深めるため、小・中・高等学校等において、ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動や、高齢者との交流活動等を含む体験活動の

充実を図る。

また、現行学習指導要領において、ボランティア活動や高齢者との交流を積極的に取り入れるなどの改善を図っており、その円滑な実施に努める（小・中学校は平成14年度、高等学校は15年度から実施）。

さらに、小・中・高等学校等の児童生徒が、ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動を始めとする多様な体験活動に取り組むことを促進する目的で、各都道府県に「体験活動推進地域・推進校」等を指定し、他校のモデルとなる体験活動の展開を図るなどの取組を行う「豊かな体験活動推進事業」を引き続き実施する。

（イ）高等教育機関における社会人の学習機会の提供

生涯学習のニーズの高まりに対応するため、大学においては、社会人特別選抜の実施、夜間大学院の設置、昼夜開講制の実施、科目等履修生制度の実施、長期履修学生制度の実施などを引き続き行い、履修形態の柔軟化等を図って、社会人の受入れを一層促進する。

また、大学等の学術研究・教育の成果を直接社会に開放し、大学公開講座を実施するなど高度な学習機会を提供する。

放送大学においては、衛星放送を含めテレビ・ラジオの放送を利用して大学教育の機会を提供する。

（ウ）学校機能・施設の地域への開放

学校施設整備指針に基づき、学校・家庭・地域と連携した学校施設の整備や住民の学習活動への利用にも配慮した施設整備を促すとともに、地域の生涯学習活動等の拠点となるような複合施設における交流スペース等の整備に対し補助を行う。

また、小・中学校の余裕教室について、引き続き積極的に社会教育施設やスポーツ・文化施設などへの活用を図り、地域住民の学習活動にも資するために、地方公共団体による転用が促進されるよう、取組を進める。

ウ 多様な学習機会の提供

（ア）社会教育の振興

社会教育施設が中核となり、地域における課題を総合的に把握した上で、事業の企画、実施、評価を一体的に行うモデル事業を実施し、その成果を全国的に普及啓発することによって社会教育の全国的な活性化を図る。

あわせて、社会教育の活性化のためには社会教育関係団体の果たす役割が非常に大きいことから、これら団体が一層活性化するための調査研究の実施や、現代的課題に関する事業のモデルプログラムの開発や事例収集を行い、その成果を全国的に普及する。

また、エル・ネット（教育情報衛星通信ネットワーク）の活用により、多様な学習機会の提供を図ったり、地域における学び・交流の場の拡大に努める。

（イ）文化活動の推進

地域の文化活動の振興を図るため、地域文化リーダーや地域の顔となる芸術文化団体の育成とシンポジウム等による発信・交流を行うほか、国民文化祭の開催等による文化活動への参加機会の提供、国立美術館・国立博物館における高齢者の無料入館（平常展のみ）等による芸術鑑賞機会の充実などを通じて引き続き文化活動の活性化と定着化を図る。

（ウ）スポーツ活動の推進

総合型地域スポーツクラブの全国展開の推進、

全国スポーツ・レクリエーション祭の開催等各種施策を通じて多様なスポーツ活動の振興を図る。

エ 勤労者の学習活動の支援

有給教育訓練休暇制度の普及促進などを図るとともに、教育訓練給付金制度の活用により、勤労者個人のキャリア形成を支援し、勤労者の自己啓発の取組を引き続き支援する。

(2) 社会参加活動の促進

ア 高齢者の社会参加活動の促進

(ア) 高齢者の社会参加と生きがいづくり

高齢者の生きがいと健康づくり推進のため、市町村が行う高齢者の社会活動の啓発普及・推進等に対し補助を行うとともに、全国健康福祉祭(ねんりんピック)を平成18年10月に静岡県で開催する。

また、全国高齢者社会参加フォーラムを平成18年10月に茨城県で開催する。

さらに、既に高齢期を迎え、又はこれから迎えようとする人たちなどの高齢期を送るための参考となるよう、年齢にとらわれず生き生きとした生活(エイジレス・ライフ)を実践している高齢者、地域社会とのかかわりを持ち続けながら積極的に社会参加活動を行っている高齢者グループ等についての活動事例を広く紹介する。

(イ) 高齢者の海外支援活動の推進

海外技術協力の一環として、豊富な知識、経験、能力を有し、かつ途上国の発展に貢献したいというボランティア精神を有する中高年を海外に派遣するシニア海外ボランティア事業等を独立行政法人国際協力機構を通じ行う。

(ウ) 高齢者の余暇時間等の充実

高齢者が日常生活において適切に情報を得ることができるよう、テレビジョン放送における字幕放送等の充実を図るため、字幕番組等の制作に対する助成を行う。

イ NPO等の活動基盤の整備

ボランティア活動の基盤の整備について、都道府県・指定都市社会福祉協議会が行う社会人福祉活動体験事業、シニアボランティア団体の育成のための養成研修等、全国社会福祉協議会が行う都道府県等の担当者の研修、全国的な広報、啓発等の各社会福祉協議会におけるボランティアセンターの活動等を引き続き支援する。

また、地域の教育力の再生を図るため、地域におけるボランティア活動促進のための多彩なプログラム開発を行う事業を実施し、ボランティア活動の全国的な展開を推進するとともに、地域住民が自主的・自発的にボランティア活動に参加するよう、ボランティア活動推進フォーラムの開催や広報啓発・普及活動を引き続き実施する。

さらに、地域の大人の協力を得て、学校の校庭や教室等に安全・安心できる子どもの活動拠点(居場所)を設け、放課後や週末における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を実施する。また、このような取組が地域独自の活動として定着するよう、新たに、活動の中心的役割を担っている人材の相互情報交換とネットワークづくりを支援するため、研修やシンポジウムを実施する。

市民の自由な社会貢献活動を促進するため、特定非営利活動法人の認証・監督等、「特定非営利活動促進法」(平成10年法律第7号)の施行や、市民活動に関する実態調査などを行う。また、特定非営利活動法人のうち相当の公益性を

有すると認められる法人の活動を支援するための認定特定非営利活動法人制度について、普及啓発や制度の利用実態に関する調査を行う。

また、国民のボランティア活動の裾野拡大のため、ボランティア団体が内閣府ホームページにおいてイベント開催やボランティア募集を案内することが可能な「ボランティアウェブ」の運用や、ボランティア情報誌「ヤッテボラン」の作成・配布等の普及啓発活動を引き続き行う。

4 生活環境

(1) 安定したゆとりある住生活の確保

ア 良質な住宅の供給促進

(ア) 居住水準の向上

第164回国会に提出した「住生活基本法案」の成立後においては、安全・安心で良質な住宅ストック・居住環境の形成など、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進を図る。

(イ) 持家の計画的な取得・改善努力への援助等の推進

良質な持家の取得・改善を促進するため、勤労者財産形成住宅貯蓄、住宅金融公庫の証券化支援事業及び融資並びに勤労者財産形成持家融資を行うとともに、住宅ローン減税などの税制措置を講ずる。

(ウ) 良質な民間賃貸住宅の供給促進のための支援制度の活用等

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(平成13年法律第26号。以下「高齢者居住法」という。)に基づく高齢者向け優良賃貸住宅制度により、民間の土地所有者等が供給する、高齢者の身体機能の低下に配慮した設備・仕様を備えた賃貸住宅に対して整備費の助成、地方公共団体による家賃減額の支援等を行う。

また、高齢者等の住宅資産を賃貸住宅として活用・支援するための預かり家賃の保証制度の活用を図る。

(エ) 公共賃貸住宅の適切な供給

平成18年度内において、老朽化した公共賃貸住宅については、計画的な建て替え・改善を推進する。

(オ) 住宅市場の環境整備

「住宅市場整備行動計画(アクションプログラム)」に基づき、中古住宅市場、住宅リフォーム市場等の環境整備を図る。

イ 多様な居住形態への対応

(ア) 持家における同居等のニーズへの対応

住宅金融公庫において、住まいひろがり特別融資(親族居住型)、親子リレー返済(承継償還制度)を実施する。さらに、親族居住用住宅を証券化ローンの対象とする。

(イ) 高齢者の民間賃貸住宅への入居の円滑化

民間賃貸住宅においては、家賃滞納等への不安から高齢者の入居が敬遠される事例が見られることから、高齢者居住法に基づく、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・閲覧制度により、高齢者に対する情報提供体制を整備するとともに、登録された賃貸住宅(登録住宅)に入居する高齢者世帯に対する家賃債務保証制度及び登録住宅の共用部分のバリアフリー化に対して補助を行うことにより、高齢者の居住の安定確保を図っている。

(ウ) 高齢者のニーズに対応した公共賃貸住宅の供給

公営住宅については、老人世帯向公営住宅の

供給を行うとともに、60歳以上の者の単身入居を認める。

都市機構住宅においては、高齢者同居世帯等に対する入居又は住宅変更における優遇措置を行う。

ウ 自立や介護に配慮した住宅の整備

(ア) 高齢者の自立や介護に配慮した住宅の建設及び改造の促進

「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」(平成13年国土交通省告示第1301号)の普及など住宅のバリアフリー化施策を積極的に展開する。

また、高齢者居住法に基づき、高齢者向けのバリアフリー化された優良な賃貸住宅の供給の促進を図るとともに、加齢対応構造等を有する住宅への改良について高齢者向け返済特例制度による住宅金融公庫融資等を実施する。

住宅金融公庫の証券化支援事業(買取型)において、バリアフリー等の性能が特に高い住宅に金利優遇を行う。さらに、住宅金融公庫の融資においては、高齢者に対応した構造・仕様等をあらかじめ備えた住宅に対して割増貸付けを行うとともに、バリアフリー化工事等を施した住宅の建設・購入及びバリアフリー化工事等を行う住宅改良に対して貸付条件の優遇を行う。

(イ) 公共賃貸住宅

公共賃貸住宅においては、バリアフリー化を推進するため、新たに供給するすべての公営住宅、改良住宅及び都市機構住宅について、段差の解消等一定の高齢化に対応した仕様により建設する。

この際、公営住宅、改良住宅の整備においては、中層住宅におけるエレベーター設置等の高齢者向けの設計・設備によって増加する工事費

について助成を行う。都市機構住宅においても、中層住宅の供給においてはエレベーター設置を標準とする。

(ウ) 住宅と福祉の施策の連携強化

市町村の総合的な高齢者住宅施策の下、シルバーハウジング・プロジェクト事業を実施する。

また、多様化する住まいにおける高齢者の生活面・健康面での不安に対しより柔軟に対応できるように、地域の関係者が連携しつつ、高齢者の安心を確保するために行う体制づくりに対する支援を行う。

さらに、公営住宅等においてLSA(ライフサポートアドバイザー：生活援助員)等のサービス提供の拠点となる高齢者生活相談所の整備を促進するほか、大規模な公共賃貸住宅の建て替えに際して社会福祉施設等の併設を原則化し、生活拠点の形成を図る。

(2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進

高齢者等誰もが社会の活動に参加・参画できるように、「バリアフリー化推進要綱」(平成16年6月バリアフリーに関する関係閣僚会議決定)を具体的な指針として、政府一体となって社会のバリアフリー化の推進に取り組む。

また、平成17年7月に公表した社会資本整備、公共交通行政分野における「ユニバーサルデザイン政策大綱」に基づき、すべての人々が安心して生活できるよう、公共施設等のバリアフリー環境の整備を一層推進する。

ア 高齢者に配慮したまちづくりの総合的推進

高齢者等すべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるように、高齢者に配慮したまちづくりを総合的に推進するため、人にやさしいま

ちづくり事業を実施するほか、健やかで活力あるまちづくり基本計画策定・普及啓発推進事業を実施する。

イ 公共交通機関のバリアフリー化、歩行空間の形成、道路交通環境の整備

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(平成12年法律第68号)に基づき、地方公共団体による基本構想の作成や公共交通事業者等によるバリアフリー化の取組を促進する。また、利用者にとってより望ましい形で公共交通機関や歩行空間のバリアフリー化が進むよう、「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」、「道路の移動円滑化整備ガイドライン」を始めとする各種ガイドラインの普及を図る。

鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおけるエレベーター等バリアフリー施設の整備については、補助や日本政策投資銀行等による低利融資による支援を行うとともに、鉄道駅におけるエレベーター等の設置について、税制上の特例措置を講じる。

同様に、ノンステップバス、低床型路面電車等の車両の導入に対しては、補助及び日本政策投資銀行等による融資を行うほか、ノンステップバス、リフト付バス・タクシー、スロープ付タクシー、低床型路面電車、バリアフリー対応型航空機の導入について、税制上の特例措置を講じる。

交通事故が多発している住居系地区や商業系地区において、面的かつ総合的な事故対策の実施により歩行者等の安全通行を確保するあんしん歩行エリアを中心に、幅の広い歩道の整備、歩道の段差・勾配等の改善、上下移動の負担を軽減するためのスロープや立体横断施設へのエレベーターの設置、歩行者用案内標識の

設置、歩行者等を優先する道路構造の整備、自転車道等の設置による歩行者と自転車交通の分離、生活道路における通過交通の進入及び速度の抑制並びに幹線道路における交通流の円滑化を図るための信号機、道路標識、道路構造等の重点的整備、バリアフリー対応型信号機の整備、歩車分離式信号の運用、携帯端末を用いて安全な通行に必要な情報提供、信号機の青時間の延長等を行う歩行者等支援情報通信システム(PICS)の整備、信号灯器のLED(発光ダイオード)化を推進し、高齢歩行者等の安全を確保する。

また、「生活道路事故抑止対策マニュアル」を活用するなどして、路側帯の拡幅による歩行者通行環境の整備、車道の中央線抹消による車両の走行速度の抑制対策等を実施する。

さらに、通過交通の排除を徹底して、車よりも歩行者等の安全・快適な利用を優先し、沿道と協働した道路緑化、無電柱化等による質の高い生活環境を創出する「くらしのみちゾーン」を形成する。このため、平成17年10月までに登録した52地区に加え、更に意欲の高い地区を募集し、合意形成支援等ソフト面を含めた支援を実施する。

積雪や凍結に対し、鉄道駅周辺や中心市街地等特に安全で快適な歩行空間の確保が必要などころにおいて、歩道除雪の充実、消融雪施設等の整備を推進する。

そのほか、最先端の情報通信技術(IT)を活用して、高齢者等の歩行安全を確保するため、携帯端末を用いた情報提供、移動支援に関する研究開発等を推進する。

高齢者が安心して自動車を運転し外出できるよう、ゆとりある道路構造の確保や視環境の向上、疲労運転の防止等を図るため、生活道路における交通規制の見直し、付加車線(ゆずりあ

い車線)の整備、道路照明の増設、道路標識の高輝度化・大型化、道路標示の高輝度化、信号灯器のLED化、「道の駅」等の簡易パーキングエリアの整備等、道路交通環境の整備を推進する。

「心のバリアフリー」社会を実現し、ハード面のみならずソフト面も含む総合的な交通バリアフリー化を実現するため、交通ボランティアの組織化・活性化を促進するとともに、交通バリアフリー教室の対象を拡大する等、総合的な人材育成等を推進する。

ウ 建築物・公共施設等の改善

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(平成6年法律第44号。以下「ハートビル法」という。)に基づき、建築物のバリアフリー化を引き続き推進するとともに、一定の認定建築物については、所得税・法人税の割増償却制度や、日本政策投資銀行等による政策融資等により支援を行い、優良なバリアフリー建築物の建築の一層の促進を図る。

さらに、人にやさしいまちづくり事業により、ハートビル法認定建築物におけるスロープ、エレベーター等の整備に対し補助を行うことにより、高齢者・障害者が円滑に利用できる建築物の建築を促進する。

窓口業務を行う官署が入居する官庁施設について、高齢者等すべての人が円滑かつ快適に施設を利用できるよう、窓口業務を行う事務室の出入口の自動ドア化、多機能トイレの設置等による高度なバリアフリー化を目指した整備を推進する。また、既存施設について、自動ドア、エレベーター等の改修を積極的に実施する。

エ 一体的・総合的なバリアフリー施策の推進

平成18年2月に第164回国会に提出した、公共交通機関や建築物等のバリアフリー化、一定の地域内におけるこれらの施設等及びこれらの間の経路の一体的・連続的なバリアフリー化を促進し、バリアフリー施策を総合的に展開すること等を内容とする「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案」の成立後は、その円滑な施行を図る。

オ 福祉施策との連携

大規模な公共賃貸住宅の建て替えに際して社会福祉施設等を原則として併設するとともに、高齢者等が利用する社会福祉施設を中心市街地等の利用しやすい場所に適正に配置するため、市街地再開発事業等において社会福祉施設等を一体的に整備する場合、補助の上乗せを行う。

農山漁村においては、ほ場整備等による福祉施設の用地の創出、農園等との一体的整備を行う。

(3) 交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護

ア 交通安全の確保

交通事故死者数のうち、高齢者の占める割合は4割を超えており、今後、本格的な高齢社会が到来することなどを踏まえると、高齢者の交通安全対策は重点的に取り組むべき課題である。

高齢者にとって、安全で安心な交通社会の形成を図るため、平成18年3月に中央交通安全対策会議で決定した「第8次交通安全基本計画」(計画期間：18～22年度)及び「社会資本整備重点計画」(平成15年10月閣議決定。計画期間：15～19年度)等に基づき、人優先の安全・安心な歩行空間の整備、参加・体験・実践型の交通安全教育(世代間交流事業等) シルバーリーダー(高齢者交通安全指導員)を対

象とした交通安全教育、 高齢運転者対策等の交通安全対策を推進する。

イ 犯罪、人権侵害、悪質商法等からの保護

高齢者を犯罪や事故から保護するため、交番、駐在所の警察官を中心に、巡回連絡等を通じて高齢者宅を訪問し、困りごとや要望、意見等を把握するとともに、必要に応じて関係機関や親族への連絡を行うほか、認知症等によってははいかいする高齢者を発見、保護する体制づくりを地方公共団体と協力して推進する。

さらに、高齢者を対象とする悪質商法等の取締りを推進するとともに、悪質商法等からの被害防止に関する広報・啓発、防犯教室の開催及び悪質商法等に関する相談活動を行う。

そのほか、全国で高齢化が進んでいる90地区を「平成18年度長寿社会対策パイロット地区」に指定し、これらの活動を強化する。

また、高齢者の被害が多いいわゆるオレオレ詐欺・恐喝については、平成16年12月に改正された「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」（平成14年法律第32号）及び17年4月に成立した「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」（平成17年法律第31号）を活用するなどして、取締りを強化するとともに、被害実態に応じたきめ細やかな広報や、金融機関などと連携した被害拡大防止活動に努める。

高齢者の消費者トラブルの防止等を図るため、民生委員やヘルパーなどの高齢者の周りの人々に対して悪質商法の新たな手口や対処の方法などの情報提供等を行う仕組みを構築する。

また、消費者問題に対する啓発と対処策の学習を促進するために、引き続き高齢者や民生委員やヘルパーなどの高齢者の周りの人々向けに

「消費者問題出前講座」を全国各地で実施する。

高齢者を虐待等の人権侵害から保護するため、人権尊重思想の普及・啓発及び人権相談体制の充実を図っているところである。今年度は、高齢者施設における特設人権相談所の拡大を計画しているほか、家庭や施設における高齢者に対する虐待、家族や訪問販売業者等による高齢者の財産権の侵害等、高齢者を被害者とする人権侵害について、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じ、その予防及び被害の救済に努める。

平成17年11月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号）が成立し、公布されたところである。

同法において、高齢者の虐待防止及び養護者に対する支援について、都道府県・市町村を中心とした対応が規定されたことから、指針の策定等により、平成18年4月の法施行以降各自治体における事務が円滑に実施されるよう取り組む。

また、介護保険制度改正により、平成18年4月以降、各市町村に設置される「地域包括支援センター」により、支援を必要とする高齢者の実態把握や虐待への対応など、高齢者の権利擁護や総合相談の業務を円滑に行う。

ウ 防災施策の推進

病院、老人ホーム等の施設を守る土砂災害対策の重点的な実施、高齢化率の特に高い地域等が激甚な水害、土砂災害を受けた場合の再度災害防止等を引き続き図る。また、高齢者等災害時要援護者を津波、高潮等の海岸災害から守るため、安全情報伝達施設の整備や既存施設のバリアフリー化を推進する。さらに、災害時における高齢者等災害時要援護者の円滑かつ迅速な

避難を確保するため、「水防法」(昭和24年法律第193号)及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)に基づき、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の高齢者等災害時要援護者が利用する施設への洪水予報等又は土砂災害情報等の伝達方法の市町村地域防災計画への規定を進める。

「消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律」(平成16年法律第65号)が施行(平成18年6月1日)されることから、積極的に住宅用火災警報器等の広報・普及促進に努めるとともに、「住宅防火基本方針」(平成13年4月消防庁策定)に基づき、訪問防火指導など、高齢者が過半を占める住宅火災による死者の低減を図る。また、住宅用火災警報器等の警報音について、音以外の有効な警報の技術的基準について検討を行い、結果をまとめる。

消防用機械器具等については、高齢者等災害時要援護者が安全に安心して生活し、社会参加できるバリアフリー環境の整備を推進するため、高齢者等災害時要援護者が火災の発生を早期に覚知する手法や高齢者等災害時要援護者に適した消防用機械器具等の在り方等について検討する。

平成18年1月8日に発生した「やすらぎの里さくら館」火災を踏まえ、認知症高齢者グループホーム等に係る消防用設備等、防火管理等の在り方についての検討結果に基づき、所要の基準改正等を行う。また、防災基盤整備事業の一つとして災害時要援護者緊急通報システムの普及に努める。

各地域における、災害時要援護者の避難支援ガイドラインに沿った取組状況を調査分析し、先進的な取組事例の普及促進を図るとともに、地域における災害時要援護者の支援に関する評

価指針を定めることにより、災害時要援護者情報の収集・共有を始め避難支援体制の整備に向けた取組の促進を図る。

さらに、災害時における高齢者等災害時要援護者の避難対策について、引き続き福祉部局と連携した情報共有や実践的な訓練の実施等、地域の実情に応じたシステムづくりを支援する。

(4) 快適で活力に満ちた生活環境の形成

ア 快適な都市環境の形成

誰もが身近に自然とふれあえる快適な環境の形成を図るため、歩いて行ける範囲の公園の整備など、都市公園等の計画的な整備を行う。

また、良好な水辺空間の整備を行うことにより、河川、海岸等は、高齢者にとって憩いと交流の場として重要な役割を果たす。

イ 活力ある農山漁村の形成

(ア) 高齢者の能力発揮のための条件整備

「食料・農業・農村基本法」(平成11年法律第106号)に基づき、新たに策定された「食料・農業・農村基本計画」(平成17年3月閣議決定)を踏まえ、意欲のある高齢農業者が、その知識と技能をいかしつつ、生きがいをもって活動できるよう、高齢農業者による担い手への支援、都市住民との交流、農地や農業用水などの地域資源の保全管理、高齢者活動支援施設等の整備を促進する。

また、高齢者の持つ経験や能力をいかし、森林の利用に関する社会参画を促進するため、森林環境教育活動について、指導者情報の提供などの条件整備を行う。

(イ) 新たな担い手の定着及び育成確保の推進

地域の次代を担う若年層の定着化を図るため、地域の基幹産業の振興、多様な就業機会の確保

に取り組む。

また、新たな担い手の育成確保を図るため、啓発活動、就業相談、研修等を実施するとともに、農業・林業・水産業に新たに就業する際の準備資金や研修資金の貸付けを行う。

(ウ) 生活環境の整備の推進

農山漁村の健全な発展と活性化を図るため、農山漁村地域の農林水産業生産基盤と生活環境の一体的・総合的な整備を推進し、都市にも開かれた美しくゆとりある農山漁村空間の創出を図る。

また、農山漁村における農業施設等のバリアフリー化等の整備などを行う。

そのほか、漁村の生活環境、交流、情報通信等の社会基盤を地域特性に応じて整備する。

5 調査研究等の推進

(1) 各種の調査研究等の推進

ア 高齢者に特有の疾病及び健康増進に関する調査研究等

認知症、悪性新生物（がん）等の高齢期にかかりやすい疾患については、長寿科学総合研究事業等において研究を推進している。

平成18年度においては、長寿科学総合研究において、国民が安心して生涯を過ごすことができる社会へと転換するため、高齢者に特徴的な疾病・障害の予防、診断及び治療並びにリハビリテーションについて研究を行う。

また、高齢者を支える基盤としての介護保険制度にも着目し、介護ケアの確立、権利擁護等の社会科学的検討及び保健・医療・福祉施策の連携方策に関する研究を行うことにより、総合的な長寿科学研究を積極的に推進する。

また、がんについては、平成16年度にスタートした「第3次対がん10か年総合戦略」に基づ

き、第3次対がん総合戦略研究等において、がんの臨床的特性の分子基盤等の研究を行うことにより、がんのさらなる本態解明を進め、応用・臨床研究に資源を重点的に配分し、基礎的研究の成果を国民の福祉に繋げることとしている。がんのり患・死亡は主として50～60歳代以降に多く発生することから、高齢社会においてはがん患者の高齢化も進むと予測され、働き盛り層の人々に対応する効果的治療法の開発とともに、高齢患者にも適応可能な、低侵襲治療法の開発に重点を置く。また、がん患者の個別ニーズに対応できるような、地域に根ざした通院治療・在宅医療・緩和医療を充実させ、患者の正しい理解と納得を得られる医療の推進に資する研究を実施する。

さらに、科学的革新を有効に発展させて国民一人一人が実際に安全に利用できる診療技術として実用化するには、その橋渡しとなる研究を段階的に進展させていく必要があり、基礎研究の成果を着実に新たな治療法につなげる橋渡し研究（トランスレーショナル・リサーチ）を推進する。

また、引き続き、複雑な生命機能の解明、画期的な創薬の実現につながる成果等が期待されるゲノムネットワーク研究等の研究事業を引き続き推進する。

先端的基盤開発研究においては、ナノスケール（1mmの100万分の一程度）の超微細技術（ナノテクノロジー）を医学へ応用することにより、非侵襲・低侵襲を目指した医療機器等の研究・開発を産学官の連携の下、医学・薬学・化学・工学の融合的研究等を学際的に発展させながら推進し、患者にとってより安全・安心な医療技術の提供の実現を図っている。

また、高血圧、糖尿病、がん、認知症等の疾患を中心として、個人個人にあった予防・治療

を可能とする医療（テーラーメイド医療）の実現に向けた研究を行う。この研究により、最新の検査機器を揃えた大病院だけでなく、診療所レベルにおいても、薬剤に対する反応についてゲノムレベルでの個人差を明らかにしたうえで、最適な処方を行うことを可能とし、患者にとってより安全・安心な医療技術の提供が期待できる。

さらに、自己修復能力を利用した骨、血管等の再生医療の実現などに向けた研究を推進する。再生医療分野において今後大きなインパクトを与える可能性を有している幹細胞研究分野等については、若手を育成する研究を実施する。

また、平成17年度より開始した、生物を構成するタンパク質などの様々な分子の挙動を生きた状態のまま画像としてとらえることを可能にし、腫瘍診断及び脳機能の解明につながる成果等が期待される分子イメージング研究を引き続き推進する。

イ 福祉用具等の研究開発

福祉用具及び医療機器については、医療や福祉に対するニーズの高い研究開発を効率的に実施するためのプロジェクトの推進、短期間で開発可能な医療福祉機器の民間による開発の支援等を行う。

ウ ユニバーサルデザインの生活用品等の研究開発

高齢化社会が進展する中で、ユニバーサルデザインに象徴されるような、使用者である人間の特性を踏まえた安全で使いやすい製品等の開発・設計等を促進するため、人体寸法を始めとする人間特性に関する基盤を整備する。

また、安全安心で質の高い生活を送ることができる社会形成に向け、高齢者を含め生活者の

視点に立った生活用品等が円滑に提供される環境を整備するための調査研究を行う。

このほか、高齢者の体型に適合した製品等の開発を促進するため、人体の三次元形状計測データから自動的に寸法を算出するシステムを開発し、寸法計測の高速・簡易・低コスト化を推進する。

エ 情報通信の活用等に関する研究開発

高齢者等が情報通信の利便を享受できる情報バリアフリー環境の整備を図るため、高齢者等向けの通信・放送サービスに関する技術の研究開発を行う者に対する助成等を行う。また、高齢者等の情報通信技術を用いた社会参加を促進するための調査研究を実施する。

また、最先端の情報通信技術等を用いて、運転者に対し、周辺の交通状況等をカーナビゲーション装置を通じ視覚・聴覚情報により提供することで危険要因に対する注意を促す安全運転支援システム（DSSS）等、高齢者等の安全快適な移動に資するITS（高度道路交通システム）の研究開発を推進する。

（2）調査研究等の基盤の整備

ア 研究推進体制等の整備

長寿研究科学を推進し、高齢者に特有な疾病（認知症、骨粗しょう症等）に関する高度先駆的医療の実施・研究体制を充実するために設立した国立長寿医療センターにおいて、その着実な運営を進める。

がん対策については、がん診療連携拠点病院と連携して、がん情報ネットワークを構成し、国民・患者や医療従事者に必要な情報を提供するため、平成18年度に国立がんセンターに「がん対策情報センター（仮称）」を設置する。

長寿科学総合研究において、老化、老年病、

リハビリテーション、支援機器及び技術評価等に関する研究を行う「老化・老年病等長寿科学技術分野」、介護予防、高齢者の健康増進、介護、保健サービスの評価、社会科学等に関する研究を行う「介護予防・高齢者保健福祉分野」、認知症・軽度認知障害、及び運動器疾患等に着眼し、より効果的かつ効率的な予防、診断、治療、リハビリテーション及び介護等を確立するための研究を行う「認知症・運動器疾患等総合研究分野」に分けて研究を行う。

さらに、生活習慣病の克服に関する研究の推進に不可欠な生物遺伝資源の戦略的な収集、開発、保存、提供体制を整備するなど、研究支援体制の充実を図る。

大学等においては、老化等の長寿関連の研究を行うほか、科学研究費補助金により大学等の研究者に対し研究費を助成し、学術研究を推進する。

独立行政法人製品評価技術基盤機構において、高齢者の使いやすい製品の普及、製品・消費者の価値観の多様化等に対応した市場形成の観点から、関係機関と連携を図り、福祉分野におけるJIS等の国家標準の整備を図る。また、企業等における製品設計などの際に考慮すべき、安全・安心に係る動態、感覚等の基本人間特性に関わるデータについて、充実・更新を行うとともに、企業等におけるデータ収集・分析を促進する観点から、収集等に必要となる計測手法の標準化を行う。

イ 人材の養成等

創造性豊かな優れた若手研究者の養成・確保に向けて、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員制度、海外特別研究員制度、外国人特別研究員制度等を推進する。